

【ご意見をお聞かせください（パブリックコメント）】

袋井市環境基本計画を策定します

意見募集

市では、かけがえない環境を次世代に引き継ぐため、「袋井市まちを美しくする条例」に基づき、「袋井市環境基本計画」の策定作業を進めています。

本計画の推進については、市と市民、事業者の協働による取り組みが不可欠であり、今後さらに、3者の連携を強化していくことが求められます。

市環境基本計画(案)について、皆さんのご意見をお聞かせください。

☎環境政策課環境企画係 ☎44-3135

■計画策定の目的

今日の環境問題は、産業型公害問題から、生活排水による河川などの汚濁、大気汚染などの都市・生活型公害問題、地球環境問題へと広がっています。これらの問題を解決するために、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会への転換が求められています。

このような中、市では「袋井市まちを美しくする条例」に基づき、市や市民、事業者に望まれる具体的な責務や取り組みを明らかにし、協働のもとで、環境施策を推進するため「袋井市環境基本計画」を策定します。

■計画の期間

計画の期間は、平成21年度から平成30年度までの10年間です。

なお、社会情勢や環境状況の変化、計画の進捗状況、ほかの計画などとの整合を図るため、おおむね5年後に中間見直しを行います。

■望ましい環境像

人と自然にやさしい環境を
創り 守り 育てるまち
ふくろい

■基本理念と目標

望ましい環境像の実現に向けて、次の基本理念と①～⑥の基本目標を定めます。

【基本理念】

・良好な環境は、市民全体の共有財産であり、この環境を守り、将来の世代に引き継いでいかなければならない。

・良好な環境を将来の世代に引き継ぐために、市、市民及び事業者がそれぞれの役割分担の下に環境の保全及び創造に関する行動に自主的かつ積極的に取り組まなければならない。



袋井市環境基本計画の概要

◇計画は、位置付けや期間などの基本的事項をはじめ、現状の分析、計画の目標、施策の展開、重点プロジェクトの推進、計画の推進といった第1章～第6章で構成されています。

第1章 基本的事項

計画の策定趣旨、位置付け、期間などについて定めています。計画の実施は、「袋井市まちを美しくする条例」に基づき、各種個別計画との整合を図っています。

第2章 現状の分析

自然環境や生活環境、循環型社会など環境の現状や地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、海洋汚染など環境を取り巻く潮流を明らかにしています。

第3章 望ましい環境像、計画の目標

市の望ましい環境像や基本理念、基本目標について示しています。

第4章 施策の展開

望ましい環境像の実現に向け、個別目標の考え方と達成の方針、個別目標達成のための数値目標、市・市民・事業者の取り組みについて具体的に示しています。

第5章 重点プロジェクトの推進

市全体の具体的な行動計画として、仕組みづくりをはじめ特に推進すべきことを重点プロジェクトにまとめています。

第6章 計画の推進

計画を実現するために、推進体制、連携体制の強化、計画の周知、環境の現状把握・進行管理について定めています。

【基本目標】

①自然環境の保全

- ◇森林の保全と適正管理
- ◇海岸の環境の保全
- ◇河川・農地の保全
- ◇野生動植物の保護と生育地の保全

②生活環境の保全・改善

- ◇環境保全のための監視及び対策
- ◇大気汚染・悪臭対策の推進
- ◇騒音・振動対策の推進
- ◇水質汚濁対策の推進
- ◇有害化学物質対策の推進

③快適な環境の創造

- ◇緑化の推進
- ◇人と自然とのふれあいの場の創出・活用
- ◇不法投棄対策・環境美化の推進

④循環型社会の構築

- ◇自然景観の保全・創造
- ◇歴史・文化的資源の保全・活用
- ◇ごみの減量・再資源化の推進
- ◇水資源の有効利用の推進
- ◇バイオマスの利用推進
- ◇グリーン購入・地産地消の推進

⑤地球環境の保全

- ◇地球温暖化防止対策の推進
- ◇省エネルギーの推進
- ◇新エネルギーの利用推進

⑥環境保全意識の高揚

- ◇環境教育・環境学習の推進
- ◇市民との協働による環境保全活動の推進
- ◇環境情報の提供・活用
- ◇事業者の環境保全活動の支援

■重点プロジェクトの推進

具体的な行動計画として重要度が高く、特に推進すべきことを「重点プロジェクト」として位置付け、優先的かつ重点的に取り組んでいきます。

■計画の推進

今後は、市や市民、事業者などの各主体がお互いの役割を認識し、行動していくことが求められ、本計画の実行性を高めていくために、推進体制をはじめ、連携体制の強化や計画の周知方法、進行管理などについて記載いたします。

ご意見をお寄せください

◇袋井市環境基本計画（案）に対するご意見、ご提案をお寄せください。

対象 市内在住・在勤・在学の方

提出方法 郵送または、ファクス、Eメールで提出するか、直接、市役所2階環境政策課環境企画係へ提出してください。様式は自由ですが、①件名「袋井市環境基本計画（案）について」②住所③氏名④電話番号⑤ご意見を記入して、提出してください（電話でのご意見は受け付けません。必ず文書で提出してください。また、個別には回答できませんので、ご了承ください。意見を公表する場合、氏名や住所などは公表しません）。

意見募集締切 平成21年1月21日(水)必着

資料閲覧方法 「袋井市環境基本計画（案）」は、12月22日(月)から市役所2階情報公開コーナー、支所1階口ビー、月見の里学遊館1階市民サロン、市ホームページ(<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>) で閲覧できます。

Ⓜ環境政策課環境企画係 FAX44-3179 ✉ kankyou@city.fukuroi.shizuoka.jp 〒437-8666 袋井市役所